

# 軽井沢スキーバス事故対策について (日本バス協会)

---

公益社団法人 日本バス協会  
令和元年 7月3日

## 1. 安全意識の徹底

- ①総会、事業者大会における「安全輸送決議」
- ②「バス事業における総合安全プラン2020」に基づく事故防止の取組み
- ③非会員事業者の日本バス協会への加入促進

## 2. 安全運行の確保

- ①貸切バス事業者安全性評価認定制度の充実と認定事業者の拡大
- ②巡回指導を行う貸切バス適正化機関への協力
- ③衝突被害軽減ブレーキ等安全に資する装置の導入に対する支援

## 3. 健全な経営基盤の確立

- ①新運賃・料金制度の定着の促進
- ②実質的に下限割れとなる過度な手数料の防止
- ③小規模事業者への対応

# 1.安全意識の徹底

## ① 総会、事業者大会における「安全輸送決議」

総会、事業者大会において、安全輸送に係る事項を決議し、安全・安心がすべてに優先するとの決意をもって、業界を挙げて法令順守はもとよりバスの安全運行を徹底。

## ② 「バス事業における総合安全プラン2020」に基づく事故防止の取組み

国土交通省が平成29年6月に定めた「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、日本バス協会は同年9月「バス事業における総合安全プラン2020」を策定。本プランでは、

- (1)令和2年度までに交通事故死者数をゼロとする
- (2)令和2年度までに人身事故件数を1,100件以下とする
- (3)飲酒運転をゼロとする

ことを目標に掲げ、事故防止に取り組んでいる。

## ③ 非会員事業者の日本バス協会への加入促進

非会員には地方バス協会に加入してもらい、業界団体の一員として安全対策やサービスの向上に切磋琢磨し取り組んでもらうよう努めている。その結果、全国的に貸切バス事業者の会員数は増加している(地方バス協会会員は自動的に日本バス協会会員となる。)。また、貸切バス事業者安全性評価認定制度について会員の申請手数料を引き下げ、非会員の申請手数料との格差を広げている。

平成27年8月現在	2,178者(加入率48.3%)
平成28年8月現在	2,269者(前年91者増 加入率50.1%)
平成29年8月現在	2,345者(前年76者増 加入率54.2%)
平成30年8月現在	2,394者(前年49者増 加入率55.4%)

※平成30年度の貸切バス事業者の数字が公表されていないため、平成29年度の事業者数で算出した加入率

## 2.安全運行の確保

### ①貸切バス事業者安全性評価認定制度の充実と認定事業者の拡大

軽井沢スキーツアーバス事故の総合的な対策を踏まえ、審査項目を見直すとともにより先進的な安全への取組を推進している。また、認定事業者数の拡大に努めた。

#### ア先進的な安全の取組について評価

- ・ASV導入の推進
- ・ドライブレコーダー導入の推進 等

#### イ安全性評価認定制度の周知

- ・一般利用者へのPRを図るべく、路線バスへポスターを掲出するとともに、大学生協にパンフレットを送付し、大学生への周知を行った。



認定ステッカー「セーフティバスマーク」



＜令和元年6月24日現在＞ 認定事業者数 1,647者  
(平成27年の776者から2.1倍増加)  
(内非会員事業者 207者)  
(全事業者数の約40%)  
(日本バス協会 会員事業者の約60%)

車両数 30,419両  
(平成27年の19,692両から1.5倍増加)  
(全事業者数の約61%)  
(日本バス協会 会員車両数の約76%)

### ②巡回指導を行う貸切バス適正化機関への協力

事業者に対する巡回指導を行う貸切バス適正化機関の業務運営について全国的に協力。地方バス協会が自ら適正化機関となっている例もある。また、適正化機関から委託を受けた地方バス協会は会員への巡回指導を行っている。

### ③衝突被害軽減ブレーキ等安全に資する装置の導入に対する支援

「人と環境にやさしいバス普及事業」(交付金事業)により、衝突被害軽減ブレーキ等の導入に対し支援を行っている。

＜衝突被害軽減ブレーキ導入車両台数(貸切バス)＞

2,073台 ⇒ 8,414台 【4.1倍増加】  
(H26年3月末) (H30年3月末)

### 3.健全な経営基盤の確立

#### ①新運賃・料金制度の定着の促進

安全コストを賄うため、様々な機会を通じて事業者に適正収受、法令順守をお願いするとともに、貸切委員会等にて収受状況の把握に努めている。

#### ②実質的に下限割れとなる過度な手数料の防止

過大な手数料により実質的に下限割れの運賃が提供されていることについて、国土交通省において、これを運賃割戻しとして処分する通達が発出されたことを受け、そのような実態にある貸切事業者を処分することにより、実効ある規制となるよう要請。

#### ③小規模事業者への対応

##### ㊦小規模事業者の声を業務運営に反映させるため、「中小貸切バス事業者専門部会」を設置

平成29年3月に小規模の貸切専門事業者を委員とする「中小貸切バス事業者専門部会」を設置。中小ならではの課題や要望について取りまとめ、貸切委員会において報告し、貸切バスについての各種課題への対応に生かしている。

##### ㊧小規模事業者向けに運行管理のICTシステムを整備

小規模会員事業者が高額なシステムを導入しなくても廉価で使用できるよう、日本バス協会において運行指示書や運送引受書などを自動で作成することのできる「貸切バス運行管理システム」を構築し、平成29年度4月より運用。